

国別障害関連情報 トルコ共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

トルコ共和国

目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	7
2-1. 障害関連行政制度	7
2-2. 障害関連法律の詳細	9
2-3. CRPD 批准による対応状況	12
2-4. 障害関連施策の状況	12
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況	19
2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	19
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	19
3. 障害関連団体の活動概況	22
3-1. 障害当事者団体の活動概要	22
3-2. 障害者支援団体の活動概要	22
4. 参考資料	23

図表目次

図 1 障害種別の障害者数割合（3 歳以上、2011）	4
図 2 障害の年齢別割合（3 歳以上、2011）	5
図 3 障害に関する政府行政組織	7
表 1 トルコで実施された主な調査と概要	3
表 2 障害種別教育レベル（6 歳以上、2011）	4
表 3 障害の性別教育レベルの割合（6 歳以上、2011）	5
表 4 県別障害者の割合（81 県、県番号順、2011）	6
表 5 トルコの障害関連担当機関	8

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
EYHGM	General Directorate of Services for Persons with Disabilities and the Elderly	障害者・高齢者サービス総局
ICF	International Classification of Functioning Disability and Health	国際生活機能分類
ISKUR	Turkish Employment Agency	トルコ雇用機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OZIDA	Presidency of Administration for Disabled People	障害者行政管理委員会
PHC	Primary Health Care	プライマリ・ヘルス・ケア
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	9,042.49 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.22 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.8 %	2006 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.44 %	2016 年

人口

総人口	83,429,615 人	2019 年
男性人口比率	49.35 %	
女性人口比率	50.65 %	
都市人口比率	75.63 %	
農村人口比率	24.37 %	
平均余命（全体）	77.44 歳	2018 年
男性	74.45 歳	
女性	80.34 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	2.5 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	5.3 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	4 年	
義務教育年数	12 年	
成人識字率（全体）	96.2 %	2017 年
男性	98.8 %	
女性	93.5 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2018 年
全体	94.9 %	
男子	95.4 %	
女子	94.4 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2018 年
全体	104.5 %	
男子	105.7 %	
女子	103.2 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2018 年
全体	113.2 %	
男子	119.2 %	
女子	107.1 %	

雇用

失業率（全体）	13.5 %	2019 年
男性	12.0 %	
女性	16.4 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

トルコ共和国（以下、「トルコ」）では 2005 年の障害者法で、障害者とは「出生時またはその後の何らかの理由によるさまざまなレベルの身体的、知的、精神的、感覚的及び社会的な能力欠如のために、社会生活に適応すること及び日々のニーズを満たすことが困難な者のこと。またそれによって、保護、介護、リハビリテーション、相談及び支援サービスを必要とする者のこと」と定義されている。また、重度障害者を「医学的に 50%の機能の欠如があり、他者の助けなしに日常活動を行うことが困難または不可能であると評価された者」と定義している。

2014 年の法改正により、障害者とは「さまざまなレベルの身体的、知的、精神的、感覚的及び社会的な能力の喪失により、他者との平等を基礎として、完全かつ効果的な参加を制限する態度と環境条件の影響を受ける個人」と定義されている。

² 6～9 歳

³ 10～17 歳

⁴ 18～22 歳

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

これまでに実施された主な調査を表1に示す。ただし、2002年の障害調査と2011年の人口・居住調査間での障害に関する基準は異なるため、これらのデータを単純に比較分析することはできない。

表1 トルコで実施された主な調査と概要

年	調査	概要
2000年	国勢調査	障害に関する項目は含まれない
2002年	障害調査	障害に関するデータ収集を目的に実施されたが、医学モデルに基づいた項目で構成された
2008年	人口保健調査 (DHS)	障害に関する項目を含む
2010年	障害者の問題と期待に関する調査	国家障害者データベースに登録されている人をサンプルとした調査
2011年	人口・居住調査	ワシントングループ短縮質問票が使用された
2012年	保健調査	国際的な保健指標を示す目的で実施された

出所：政府報告を基に調査チームが作成

トルコ国統計局のウェブサイトでは、障害について以下項目の統計があり、2～3年毎に更新されている。

- ・15才以上の障害種別・男女別障害者の割合（2012年、2014年、2016年、2019年）
- ・2～14才の障害種別・男女別障害者の割合（2019年）

1-2-3. その他統計

障害者数（全体）	約 5,067,000 人（人口の 6.9%）	2011 年
男性	約 2,130,000 人（人口の 5.9%）	
女性	約 2,949,000 人（人口の 7.9%）	

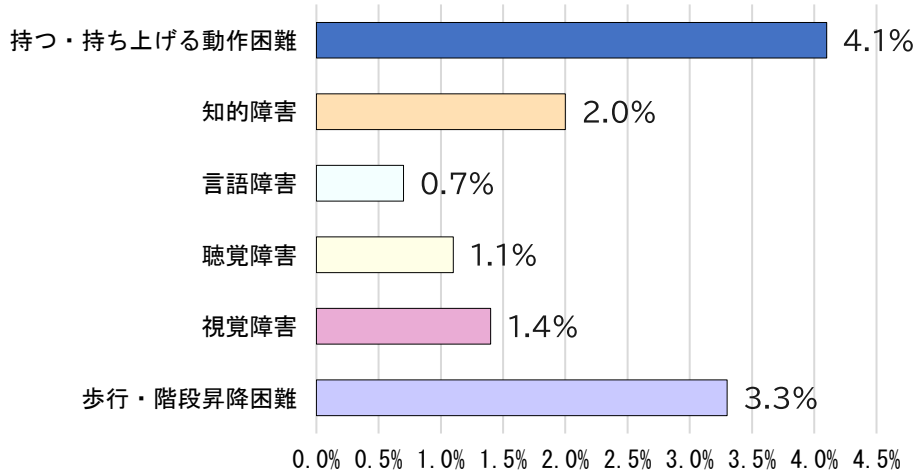


図 1 障害種別の障害者数割合 (3 歳以上、2011)

出所：人口・居住調査 (2011 年)

表 2 障害種別教育レベル (6 歳以上、2011)

教育レベル	視覚障害 (%)	聴覚障害 (%)	言語障害 (%)	歩行・階段昇降困難 (%)	持つ・持ち上げる動作困難 (%)	知的障害 (%)
非識字者	23.2	29.1	32.9	27.4	26.1	34.9
学校を卒業していない識字者	17.7	19.7	27.2	18.3	17.7	27.1
初等教育	33.7	32.8	21	37.4	38.3	24.9
中等教育	13.4	10.3	12.2	9.7	10.4	9.2
高等教育	8.2	5.7	5.2	5.2	5.5	3.0
大学以上	3.7	2.4	1.5	2	2.1	0.9
不明	0	0	0	0	0	0

出所：人口・居住調査 (2011 年)

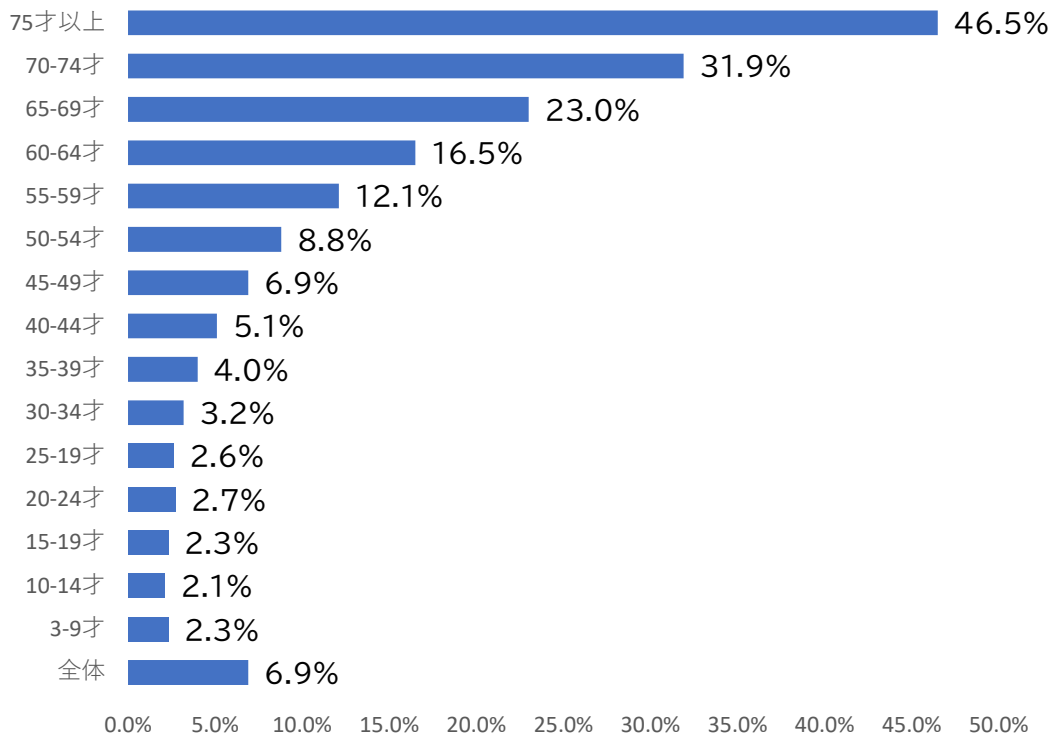


図2 障害の年齢別割合（3歳以上、2011）

出所：人口・居住調査（2011年）

表3 障害の性別教育レベルの割合（6歳以上、2011）

教育レベル	合計 (%)	男 (%)	女 (%)
非識字者	23.3	10.9	32.4
学校を卒業していない識字者	19.0	17.6	20.1
初等教育	36.1	38.5	34.3
中等教育	12.5	19.3	7.6
高等教育	6.5	9.7	4.2
大学以上	2.6	4.0	1.5
不明	0	0.1	0

出所：人口・居住調査（2011年）

表 4 県別障害者の割合 (81 県、県番号順、2011)

県名	%	県名	%	県名	%	県名	%
Adana	6.7	Edirne	8.9	Kütahya	7.5	Uşak	8.0
Adıyaman	7.0	Elazığ	8.0	Malatya	9.7	Van	5.2
Afyonkarahisar	7.3	Erzincan	12.4	Manisa	6.9	Yozgat	9.7
Ağrı	8.7	Erzurum	7.4	Kahramanmaraş	8.7	Zonguldak	9.9
Amasya	10.2	Eskişehir	5.6	Mardin	6.8	Aksaray	9.9
Ankara	5.0	Gaziantep	7.1	Muğla	7.9	Bayburt	7.4
Antalya	5.9	Giresun	13.5	Muş	4.3	Karaman	9.3
Artvin	10.3	Gümüşhane	9.7	Nevşehir	8.6	Kırıkkale	7.7
Aydın	9.6	Hakkâri	7.3	Niğde	10.5	Batman	5.6
Balıkesir	8.5	Hatay	6.8	Ordu	8.7	Şırnak	7.4
Bilecik	8.9	Isparta	7.6	Rize	9.7	Bartın	11.1
Bingöl	8.4	Mersin	7.0	Sakarya	6.1	Ardahan	7.8
Bitlis	7.7	İstanbul	5.2	Samsun	9.2	Iğdır	7.2
Bolu	8.2	İzmir	5.4	Siirt	6.3	Yalova	8.8
Burdur	10.7	Kars	8.1	Sinop	11.0	Karabük	9.1
Bursa	5.7	Kastamonu	9.8	Sivas	8.9	Kilis	9.5
Çanakkale	6.1	Kayseri	5.8	Tekirdağ	5.6	Osmaniye	7.9
Çankırı	11.4	Kırklareli	7.7	Tokat	11.2	Düzce	9.9
Çorum	12.4	Kırşehir	11.4	Trabzon	9.1		
Denizli	10.0	Kocaeli	4.6	Tunceli	11.4		
Diyarbakır	8.3	Konya	6.4	Şanlıurfa	6.7		

出所：人口・居住調査（2011年）

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁵

障害はさまざまな省庁に横断する関連サービスの提供が必要とされることから、1997年に首相府の直轄組織として障害者行政管理委員会（Presidency of Administration for Disabled People。以下、「OZIDA」）が設立された。本委員会が2011年まで中心機関となって国や国際機関との協力や連携、障害に関する政策策定、障害者の問題の明確化、障害者の実態把握のための調査統計分析等を実施した。2011年より、OZIDAと社会サービス・児童保護機関が合併され、障害者・高齢者サービス総局（General Directorate of Services for Persons with Disabilities and the Elderly。以下、「EYHGM」）として再編成された。EYHGMは障害者の権利を推進し、開発計画のすべての側面で主流化するための役割を担っている。

【中央政府行政】

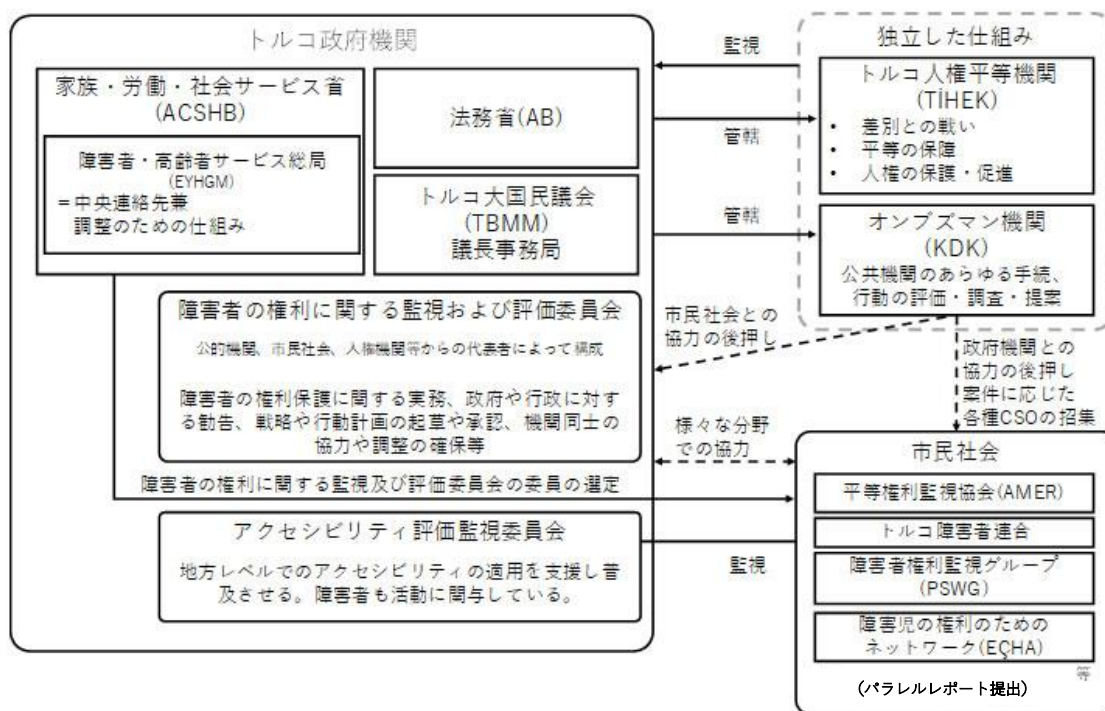


図3 障害に関する政府行政組織

出所：内閣府（2018）より転載

⁵ 内閣府（2018）「平成30年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査」及び政府報告に基づいて記載。

障害関連担当機関

表 5 トルコの障害関連担当機関

機関名	概要
保健省	保健サービスの法律制定、障害予防のための保健サービス、リハビリテーション組織の認可
教育省	特別支援教育、インクルーシブ教育に関する政策策定と実施
法務省	憲法・法律の整備
家族・労働・社会サービス省	社会保障サービス、雇用の促進 *2018年、省庁合併により、家族・社会政策省から名称が変更した。
障害者・高齢者サービス総局 (EYHGM)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する中心的機関として、各機関の調整 ・人権に関する政策策定、政府計画への障害主流化の促進 ・障害者権利条約の実施促進とモニタリング ・国家障害データベースの管理

出所：政府報告を基に調査チームが作成

国内調整委員会

委員会名称	障害者の権利に関する監視及び評価委員会
委員会メンバー	公的機関、市民社会、人権機関等の代表者 家族・労働・社会サービス省が代表者を選定
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の権利保護、政策に関する実務 ・政府や行政に対する勧告 ・戦略計画や行動計画のドラフトや承認 ・機関同士の協力や調整の確保 *2013年設立

委員会名称	アクセシビリティ評価監視委員会
委員会メンバー	公的機関、市民社会、人権機関等の代表者 家族・労働・社会サービス省が代表者を選定
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方レベルにおけるアクセシビリティの適用支援、普及、監視 ・障害者も活動に参加している *2013年設立

政府機関から独立した監視機関

委員会名称	トルコ人権平等機関
委員会メンバー	法務省の管轄
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・差別禁止に向けた取り組み ・平等の保障、人権の保護、人権意識の促進、人権侵害の防止 ・苦情やそれに対する対応の精査 ・人権に関する調査 *2016年、人権機関 (Human Rights Institute) が法務省管轄となり、トルコ人権平等機関に改名した。

委員会名称	オンブズマン機関
委員会メンバー	トルコ大国民議会議長事務局の管轄
役割と実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共機関のあらゆる手続き、行動の評価・調査・提案 ・ 人権に対する申し立ての調査や問題解決の措置 ・ 市民社会と強い繋がりを持ち、上記過程で公的機関と市民社会の協力を促進 <p>*2012年に経済的、構造的に独立した機関として設立</p>

トルコ人権平等機関とオンブズマン機関は、パリ原則による独立した仕組みとしての要件を満たしていない。2017年12月、トルコ人権平等機関をパリ原則に沿った組織に強化させるための法案がトルコ大国民議会に提出された。

【地方政府行政】

2004年に施行された自治体の法律では、障害者のためのサービスに対する自治体の責任を定めている。自治体は、障害者や高齢者、貧困者等の社会的弱者層の状況を考慮し、適切なサービスを提供しなければならない。市長は、予算をこれらのサービスに割り当てることと、障害者のためのセンターの設立に関して、公的な権限と責任を持っている。自治体は、障害者のための自治体のサービス効率化のため、障害者の参加とさまざまな機関との連携を達成するための役割を果たしている。

地域開発国家戦略（2014年～2023年）では、地域の競争性と開発促進のための枠組みを奨励しており、地域でより効果的に障害者や高齢者に社会サービスを提供できるように、地域別の下部組織を作ることが示されている。

2-2. 障害関連法律の詳細⁶

トルコの憲法は、保護されるべき社会的グループとして障害者に関する条文が含まれている。障害に関する法律は、2014年の法改正により大きく改訂され、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）に沿うかたちで障害者人権の問題として捉え、障害者は尊厳を持って扱われる権利を有しているとされる。

法律名	障害者法（Disability Act）
施行年	2005年、2014年改正
概要	<p>トルコにおける障害者関連の基礎的な法律として制定され、CRPD 批准後の2014年、下記に示す改訂が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利に基づくアプローチによる目的と原則の構築 ・ 障害の定義の医学モデルから社会モデルへの移行 ・ CRPD に沿うかたちで「障害に基づく差別、差別の種類、合理的配慮とアクセシビリティ」をはじめとする用語の定義 ・ 差別禁止及び合理的配慮の提供義務の規定

その他、障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

⁶ 政府報告、内閣府（2018）に基づき記載。

法律名	トルコ刑法
施行年	2005 年、2014 年改正
概要	障害を理由とした差別に対する罰則が規定された。 2014 年の改正で、罰則の対象が憎悪による差別に限定された。

法律名	国民教育基本法
施行年	2005 年
概要	障害者の教育を受ける権利はいかなる理由があっても妨げることはできず、特別な条件や個人の多様性を考慮したうえで、インクルーシブな環境のもと教育を提供することを定めている。障害を理由とした直接的・間接的な差別、ハラスメントなどを禁止している。

法律名	労働法
施行年	2005 年
概要	雇用主に対し、障害を理由とした直接的・間接的な差別、ハラスメントなどを禁止している。

上記法律に含まれないあらゆる場面での差別に関しては、トルコ人権平等機関が対応するとされている。しかしながら、その責務の実効性の欠如については、市民社会から指摘を受けている。

その他、アクセシビリティに関する法律が定められている。

法律名	建設法
施行年	1997 年、1999 年、2012 年改正
概要	建物等の建設計画におけるアクセシビリティの計画に関して、トルコ規定協会の関連規格を遵守する義務が定められている。 1999 年、アクセシビリティを確保するために必要な措置を講じるために、公共空間の既存の建物の対応期限を 7 年とした。 2012 年、2015 年 7 月 7 日までの対応義務を果たさない場合の罰則規定が設けられた。アクセシビリティのレベルの評価や監視、インフラの確立、罰金の適用を国的としたアクセシビリティ調整の監視及び監査に関する規定が制定された。

建物のアクセシビリティの確保について、大きな進捗はなく、脱施設化やインクルーシブ教育の導入の妨げにもなっている。アクセシビリティ監視・監査委員会が積極的な監視を行っていないという指摘やアクセシビリティ基準の順守規定に対し、期限延長がなされている指摘から、さらなる意識の向上と基準順守徹底のための措置が求められている。

障害者政策

トルコは 2016 年に国連持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」) の自発的国家レビューを行った最初の 22 カ国のひとつであり、SDGs のコンセプトは 1996 年以降の国家開発計画にたびたび反映されている。2019 年にも SDGs の自発的国家レビューを行っており、その中で障害者の社会参加、社会サービス、医療サービス、雇用について

の実績と方針を記載している。

トルコでは、国会議員の障害者議席割当制度はなく、国会には障害者運動に由来する障害のある議員がないことがパラレルレポートにて指摘されている。障害者団体は、障害のある候補者を擁立するよう政党に動機づけを与える法改正を求めている。また、障害者は検事、判事、知事、外交官等になることができない点についてもパラレルレポートにて指摘されている。

トルコでは、EYHGM が中心となって障害者政策を展開している。政策の枠組みとして、多数の戦略や行動計画、プログラムが立案、実施されている。主な政策は以下のとおりである。

政策名	精神保健についての国家行動計画
施行年	2011 年
概要	再発期の段階にある精神疾患を負った人の介護に関する体制を、精神病院による集中的な治療から地域の一般病院による診察と精神保健センターによる追跡調査へと切り替える政策が進められている。また自閉スペクトラム症のある個人のための国家行動計画（2016 年～2019 年）では、自閉症、アスペルガー症候群のある個人のためのリハビリテーションや介護サービスの規模拡大と改善を目的とした計画がなされており、リハビリテーションセンターで働く職員に対し、スキル向上のための措置が講じられた。

政策名	第 10 国家開発計画（2014 年～2018 年）
施行年	2014 年
概要	障害者がインクルーシブに経済・社会活動に参加し、障壁なく初等・中等教育にアクセス可能となることを目指す。障害者を含めた低所得層に向けた住宅地の開発や都市設計計画などについても言及している。

政策名	2015-2018 年情報社会に関する行動計画及び戦略文書
施行年	2015 年
概要	非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）を含むあらゆる関連組織が関わり、障害者の情報通信技術へのアクセシビリティを中心とした基準を示し、公的機関のウェブ情報へのアクセスの革新的解決を目指す。

政策名	国家教育省戦略計画
施行年	2015 年
概要	主に教育のあらゆる分野、特に特別支援教育に携わっていない教員に対して、特別支援教育に関する知識を浸透させることを目的としており、2016 年以降、2 週間にわたる研修を継続的に提供している。

政策名	障害者の権利に関する国家行動計画及び戦略文書
-----	------------------------

施行年	2017年から準備作業開始
概要	市民社会団体を含むあらゆる関連組織が関わり、比較可能で信頼性のある障害に関する統計の実現や、障害者の職業訓練と就労の機会拡大が期待されている。

政策名	教育サービスのためのビジョン文書 2023
施行年	2019年
概要	調整の仕組みの設立、地方政府への働きかけ、教室、学科教員向けの職業研修の提供、市民社会や公的機関等との協力を通じた、失読症や自閉症等に関する新しい包容モデルの開発などが計画されている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

2007年3月30日トルコ国政府はCRPDに署名し、2009年9月28日に批准した。選択議定書には2009年9月28日署名し、2015年3月26日に批准した。トルコ国政府はCRPDに関わる政府報告書（以下、「政府報告」）を2015年8月3日に障害者権利委員会に提出し受理されている。市民社会や障害者団体から4つの質問事項⁷の提案が出された後、障害者権利委員会から2018年10月1日に質問事項が提示され、トルコ政府は2019年1月14日に回答書を提出した。そして総括所見における勧告の提案を含む6つのパラレルレポート⁸が提出され、2019年10月1日障害者権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告提出期限は2023年10月28日である。

2-4. 障害関連施策の状況⁹

① リハビリテーションを含む医療サービス

トルコでは患者の権利規定により、障害の有無にかかわらず、すべての人がインフォームドコンセントのうえ差別なく医療施設にて医療サービスを受けることを保障している。交通事情が悪い地域では移動式保健サービスを提供し、また、刑務所、少年院、療養所等の共同生活施設では、各施設にてサービスを提供し、プライマリ・ヘルス・ケア（Primary Health Care。以下、「PHC」）へのアクセスを保障している。重症患者や終末期の患者等、在宅保健サービスが必要な場合には、検査、治療、医療的処置やリハビリテーションを在宅にて提供することを保障している。家庭医制度では、家庭医が定期的に新生児、乳児、障害のある子どもの健診を行っており、障害のある乳幼児と子どもの保護者や家族には相談・指導のサービスを提供している。

リハビリテーション医療が必要とされる者には、公的機関、民間機関両方の医療施設にて

⁷ 提出団体は、1) 平等権利監視協会（Association for Monitoring Equal Rights: AMER）、2) トルコ障害者連（Confederation of the Disabled of Turkey）、3) 障害者権利監視グループ（Disability Rights Monitoring Group: PSWG）、4) 障害のある児童の権利のためのネットワーク（Network for the Rights of Children with Disabilities: ECHA）から各1つ
⁸ 提出団体は、上述1)、2)、4)の団体から4つ、5) 社会の権利及び調査協会（Social Rights and Research Society: TOHAD）、6) 人権擁護者（Advocated for Human Rights: TAHR）から各1つ
⁹ 政府報告、パラレルレポート、総括所見、内閣府（2018）を基に記載。

リハビリテーションを提供し、その費用は社会保障機関が負担することが明記されている。加えて、職業・社会リハビリテーションは希望者の申請に基づいて提供される。障害者が積極的かつ効果的にリハビリテーションの恩恵を受けられるよう、リハビリテーションに関わる保健人材の研修プログラムを確保することが定められている。このほか、社会保障機関は自助具や介助器具、機材などへのアクセスを促進するため、アニメーション動画を作成するなどの努力をしている。

パラレルレポートでは、医療従事者の間に障害者に対する偏見や態度があり、障害者のリプロダクティブ・ヘルスへのアクセスを妨げていることや、診察や検査中の障害者のプライバシーを確保するための対策が行われていないことが指摘された¹⁰。障害者権利委員会からは、リプロダクティブ・ヘルスに関する障害者の権利について、医療従事者に向けた研修をとおして意識改革を行うことと、障害者のプライバシーを尊重した検診及び診察実施に関するプロトコルを採択することが勧告された。

農村部における保健サービスについて、移動式保健サービス、患者搬送サービスや条件付き現金給付を受給している障害者がどのような属性か（性別、年齢、民族、移住状況等）集計されたデータがないことについても指摘がなされている。地域に根ざした保健医療サービス提供のための評価・監視の仕組みを作り、農村部の障害者が保健医療サービスをどの程度利用できるか、集計データをもとにした政策の展開が求められている。

② 教育

トルコの教育制度は、憲法第 42 条に基づき、誰一人として教育を受ける権利を奪われないことを定めている。2012 年、義務教育が 12 年間に引き上げられ、伴って特別支援教育に関する規定も改訂された。特別なニーズ教育を必要とする児童・生徒は、通常学校、公立・私立の特別支援学校やリハビリテーションセンターで教育を受けることが可能である。これらの教育は、幼児期を含め、就学前、初等、中等レベル及び非正規教育において提供される。特別な支援を必要とする者の高等教育機関への入学は、評価表に基づいた障害や教育レベルの評価を行ったあと、個別教育計画が作成され、必要に応じて本人や保護者の意見を聞いて就学先を決定する手順となっている。

特別支援教育を必要とする者のうち、障害の程度が 20%以上と認定され、かつ特別支援教育評価委員会が特別支援教育及びリハビリテーションサービスを受ける資格があると認定した者の教育費は、毎年一定の割合で国家教育省予算から賄われ、個別・集団教育を受けることが可能である。

パラレルレポートでは、障害のある児童・生徒に関する統計が存在していないことや、障害者に義務教育を保障するためのルールが無く、初等・中等教育を受けられる障害のある児童・生徒の割合が極めて低いこと、高校に入学する障害のある生徒の数がそれまでの課程と比較して激減すること、障害のある男性の方が障害のある女性より高い教育レベルに到達

¹⁰ トルコ障害者連盟（Confederation of the Disabled of Turkey）が提出したパラレルレポート参照。

する傾向があることが指摘されている。このほか、教育施設において建物へのアクセシビリティが確保されていないこと、障害者に利用可能な情報、教材等の整備が進んでいないこと、インクルーシブ教育の実績を報告するにあたって不正が行われている問題や、CRPDに関する知識をはじめ、学校側に障害のある児童・生徒を受け入れるために必要な体制が整っていない問題が指摘されている¹¹。

インクルーシブ教育を実現するために、年齢、性別、障害、地域別に集計されたデータの体系的な収集を確実にすることや、制度を整え、適切な人材、技術、財源をもって高等教育を含むすべてのレベルでインクルーシブ教育を実施するための政策と戦略を採択することが求められている。また、児童・生徒の要求に応じてカリキュラムを調整し、障害者の権利を尊重しながらインクルーシブ教育を行うことができる教員の育成が急務となっている。

③ ジェンダーと障害

トルコ憲法第10条は、言語、人種、肌の色、性別、政治的意見、哲学的信条、宗教や宗派等の理由による区別なく、すべての人が法の下に平等であると規定している。家族・労働・社会サービス省は、女性の権利の促進、女性の社会的、経済的、文化的、政治的地位の向上、女性があらゆる生活の場において平等な権利と機会を享受できるようにすることを目的とし、障害のある女性及び女兒を含む女性のための活動を行っている。

障害のある女性に関する具体的な政策として、国家行動計画及び戦略文書(2018年～2023年)の中で、女性のエンパワメントの一環として、障害のある女性のための支援付き雇用モデルの開発が規定されている。女性に対する暴力との戦いに関して項目がある国家行動計画(2016年～2020年)では、障害のある女性の脆弱さについて言及があり、公共サービスや支援へのアクセスの必要性が訴えられている。具体的な活動として、オンブズマン機関が女性団体の参加のもとで開催した女性の権利に関するワークショップでは、障害のある女性の問題も取り扱われたことが報告されている。

パラレルレポートでは、障害のある女性に特化した調査や行動計画が存在しないこと、障害のある女性及び女兒に対する複合差別が広く存在している問題、2011年の人口・居住調査によれば、女性の57.2%にあたる、約300万人の女性に何らかの障害があるとされていること、障害のある女性がシェルターを利用できない問題の報告がなされた。また、裁判所が性犯罪被害を受けた女性に一方的に墮胎を命じることができ、この際にかかわる医師にCRPDに関する知識がないため、状況を悪化させている問題に関する指摘がなされた¹²。

障害のある女性及び女兒の地位向上やエンパワメントのための具体的な政策及び積極的是正措置を採択し、女性に関する政策が障害のある女性及び女兒の権利を主流化することが求められている。また、女性に関する政策を通じて、特に教育と労働において、都市部、農村部を問わず、障害のある女性と女兒の包摂と平等が達成されるよう、明確な指標やベン

¹¹ トルコ障害者連盟 (Confederation of the Disabled of Turkey)、社会の権利及び調査協会 (Social Rights and Research Society: TOHAD) が提出したパラレルレポート参照。

¹² トルコ障害者連盟 (Confederation of the Disabled of Turkey)、社会の権利及び調査協会 (Social Rights and Research Society: TOHAD) が提出したパラレルレポート参照。

チマークを採択することが求められている。そして、障害のある女性と女兒に対する複合的な差別に対処する法律と政策を採択することが期待されている。

④ 訓練・雇用、就労支援

トルコ障害者法の関連規定により、雇用プロセスのあらゆる段階において、職の選択、応募書類、選考プロセス、技術評価、希望する労働期間と条件を含めて、障害者に対する差別的慣行は禁止されている。また、同法は、雇用側が障害のある就労予定者、または求職者が直面する可能性のある障壁や困難を軽減、排除するために、必要なアクセシビリティの手配を行う等、雇用プロセスにおいて措置を講じることを義務づけている。

トルコにおける労働者としての雇用は、トルコ雇用機関（Turkish Employment Agency。以下、「ISKUR」）の責任下にある。公務員法によると、公的機関や組織は、全体の3%の障害者を雇用しなければならないとされている。一方、労働法では、50人以上の従業員を雇用する事業所は全体の3%、公共企業は4%の障害者を雇用しなければならないとされている。しかし、障害者団体からは、障害者雇用枠の遵守レベルが低いことが指摘されており、実施レベルを監視する仕組みや障害者雇用枠を遵守していない場合の適切な制裁措置の規定が求められている。

雇用機会の増大については、開かれた労働市場での雇用機会が創出されておらず、シェルター雇用等、障害者のための保護された雇用が促進されており、特に知的障害者や精神障害者にとって包摂的な政策でないことが懸念されている。これに対し、シェルター雇用の政策及び慣行を廃止し、女性や知的、精神障害のある者を含むすべての障害者のために、すべての部門において、包括的で開放的でアクセス可能な労働市場を促進するためのベンチマーク及び戦略を採用することが求められている。また、労働能力、起業家精神及び企業経営のための技術的支援に関する継続的な訓練を確保することも提案されている。

職業指導や職業相談は、教育省とISKURによって提供されている。教育省は、州や地区の特別支援教育評価委員会を通じて、あるいは公的教育機関内に設置された心理カウンセリング・ガイダンス・サービスを通じて、これらのサービスを提供している。教育省は、インクルーシブ環境下の正規・非正規教育機関、私立職業訓練校、見習い教育センター、または公立教育センターにおいて、障害者に職業訓練を提供している。また、ISKURは障害者向けの職業訓練コースも実施している。

2008年の職業訓練・技能訓練規則の整理・改訂により、障害のある生徒のための職業教育環境を整備し、職業教育における物理的障壁を可能な限り排除することが規定された。しかしながら、教材の不足や教育環境の物理的な不足により、インクルーシブ教育で職業訓練の恩恵を受けた障害のある学生数は、一定レベルに達していない。見習い教育センターにおいても同様の問題が報告されており、障害者はこれらのセンターの恩恵を積極的に受けることができていない。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

2011年に改正された社会サービス法には、国家が障害者の社会生活を担保するため、所得の保障を原則とすると記されている。保険制度やそれ以外の手当に加え、非課税や減税、現金や現物支給等さまざまな支援が存在している。

保険制度に加入していない障害者で、障害が原因で一度も就業していない場合や貧困世帯に障害のある子どもがいる場合、障害年金の給付対象となる。給付額は障害の程度によって決定される。政府報告に記載されている2011年の記録では、障害の程度が70%以上で収入が全くない者は316.14~328.92トルコ・リラ/月(約1万4,000円)¹³、障害の程度が40%~69%程度の者は210.76~219.28トルコ・リラ/月(約9,600円)が給付された。また、障害の程度が40%以上の孤児や経済的に困窮している人には障害手当が給付される。前述の条件を満たしている18歳未満の障害児では、親に手当が給付され、その額は、2011年330.62トルコ・リラ(約1万4,700円)、2012年383.16トルコ・リラ(約1万6,500円)であった。

その他の主な社会保障として、経済的に困窮している障害者は、県以下の地方自治体に申請することで自助具及び支援機器、義肢装具等を受け取ることができる。また、障害者が使用するための自動車や日常生活、教育、就業に必要と認められる物品は非課税である。公共交通機関についても、障害者に対して各種優遇制度がある。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

2009年2月に施行された「旅客座席数8席以上の車両及び旅客用車両の特例に関する承認規則」により、公共交通機関で使用されるアクセシブルな車両の製造基準及び使用中の車両をアクセシブルに改造するための基準が定められている。また、その規定の実施を促進するためのバス会社等に向けた公的文書が発効された。2011年には、障害者の船と港の間の通行をアクセシブルにするための規定が発効された。「バリアフリー空港プロジェクト」では、トルコのすべての空港のアクセシビリティを確保するため、認定審査が行われた。結果、13の空港が「バリアフリー空港組織」として認定を受け、他23の空港が申請を出している。このように、さまざまな公共交通機関に対してアクセシビリティに関する基準が定められている。これらの基準は、EYHGMが中心となって作成・改訂を行っている。現在、建物、オープンスペース、触覚的な接地面、視覚障害者誘導ブロック、エレベーター、駅に関する基準がある。

アクセシブルな建築環境に向けた取り組み促進のため、内閣総理大臣は2010年を「万人のためのアクセシビリティ年」として宣言した。この枠組みの中で、「アクセシビリティに関する戦略と行動計画(2010-2011)」が、OZIDA(現EYHGM)の調整のもと、関連する市民社会組織や政府機関によって作成され、承認された。行動計画の中で、高等教育審議会はEYHGMと協力して、建築、都市・地域計画、インテリア建築、工業デザイン、ランドスケ

¹³ 1円=0.02249トルコ・リラ(2011年9月OANDAレート)2011年当時の最低賃金は約760トルコ・リラ/月(約33,700円) <https://tradingeconomics.com/turkey/minimum-wages> (参照2020-12-14)

ープ建築の各学部のカリキュラムに「万人のためのアクセシビリティ」の原則を盛り込むことを方針とした。また、建築環境のアクセシビリティを確保するために、既存のバリアを評価し、改善計画を立てるためのチェックリストが作成された。2011年から2012年にかけて、アクセシビリティに焦点を当てた意識向上活動が、地方自治体や公共機関の管理者を対象に多数実施された。2年以内に約6,000人の公共機関の管理者や技術者が活動に参加したことが報告されている。

・防災

トルコでは、首相府の災害・危機管理議会の権限と義務の範囲にて、災害の予防、準備や被害軽減を目的とした措置を行う。人道的緊急事態に向けた政策では、災害時には、国の援助部隊を速やかに被災地に派遣し、障害者を含むすべての被災者に必要な援助を迅速かつ効率的に提供するとしている。

国内大学地震研究所と OZIDA（現 EYHGM）は、「自然災害への備え」プロジェクトを実施し、障害者グループを対象に、地震の潜在的な危険性についての認識を高め、地震への備えを促すためのさまざまな活動を行った。「地震とともに生きる：障害者の地震への備え」と題した CD と冊子が作成され、障害種別の行動が示されている。

また、2009年に災害・危機管理議会が作成した冊子「地震時の障害者の最初の72時間」も、自然災害時の障害者の安全確保に貢献することを目的として作成された。このほか、さまざまな国内研修や国際ワークショップを実施し、防災訓練や災害時の社会的支援について活動を行っている。

障害者権利委員会は、災害リスク軽減措置とアクセシビリティを確保した包括的な戦略と行動計画に関する情報がないことの懸念や、武力紛争、人道的緊急事態、自然災害において障害者が直面する特定のリスクに対処するための定期的なリスク評価やデータ集計がないことについて懸念を示した。また、以下について勧告した。

- ・ 「仙台防災枠組み 2015-2030」に示された基準に沿って、障害者を含む災害リスク軽減と人道的緊急事態に関する国家戦略と議定書を採択する。
- ・ 災害・危機管理局が、リスク評価、災害リスク軽減のための計画、データ収集の取り組みを障害者団体と共に行う。
- ・ 障害者の特定のニーズに対応し、緊急事態後のリハビリテーション、再定住、復興、再建プロセスのための人的、財政的、技術的資源を継続的に提供することを保障する。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

<p>日本政府¹⁴</p>	<p>【技術協力プロジェクト：障害主流化の取り組み】 防災教育プロジェクト（2011年～2014年）¹⁵ 【有償資金協力】ボスポラス海峡横断地下鉄整備フェーズ1、2（2005年～2013年）</p>
<p>他ドナー</p>	<p>【世界保健機構】 トルコ国内での国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health。以下、「ICF」）の導入と普及を行った。 【国連開発計画】 CRPD の実施支援とモニタリングを行った。 【国連アジア太平洋経済社会委員会】 インチョン戦略の作成を協力して実施した。 【国連児童基金】 ・EYHGM が協同で実施した “Reducing the Social Distance” プロジェクトでは、障害のある子どもたちとその家族が社会との距離を縮めることを目的としたさまざまなキャンペーンや調査が実施された。また、ICF の基準を用いた障害の評価グリッドの子ども版を作成した。 ・トルコ国内のシリア難民を対象とした支援を継続的に行っており、特に紛争のインパクトを大きく受けやすい障害者について統計分析等も行っている。 【オランダ二国間支援プログラム】 ISKUR への支援を行った結果、100名の障害者の雇用につながった。この活動は国内に広がりを見せ、交通省が “Count me in Transportation, Communication and in Life” プロジェクトにて、250名の障害者をコールセンター等で雇用した。 【ヨーロッパ連合】 ・潜在的候補国や加盟候補国への支援（Instrument for Pre-accession Assistance: IPA）を利用して下記プロジェクトを実施した。 2008年 “Promoting Services for People with Disabilities” 2008年 “Strengthening Special Education” 2009年 “Enhancing Services for Persons with Disabilities” ・EU が実施する雇用に関するプロジェクトの一環で、OZIDA（現 EYHGM）と協同で “Fighting Against Disability Discrimination in Turkey - Anti-Discrimination” プロジェクトを実施した。 ・トルコ国内のシリア難民を対象とした PHC プロジェクトでは、リハビリテーションや精神衛生を含む障害者へのケアを考慮して活動を行っている。 【World Vision】 トルコ国内のシリア難民を対象とした支援を行っている。緊急支援物資の調達や保健、教育、子どもの保護を中心とした活動を行っているが、障害に特化した活動の報告はない。</p>

さまざまな国や組織から技術協力や支援プログラムへの協力を得ている一方で、国際協

¹⁴ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発への取り組み、2015年の課題別指針を基に記載。

¹⁵ トルコ政府は構造物対策に加え、防災教育の実施を重要視し、本案件が実施された。初等学校、中等学校において、教員研修カリキュラムの策定、教員研修実施体制の構築と学校防災計画の策定が支援された。より質の高い防災教育の実施と、防災管理体制の強化に寄与した。

力政策において障害者の包摂に関するガイドラインが無いことが指摘されており、国際協力に関する政策の枠組みとガイドラインを採択し、適切な資源配分を行うことが課題となっている。具体的には、障害者団体が国内及び国際的な資金源から資金やその他の資源を受け取ったり、求めたりできるようにすることや、公共予算編成プロセス、国レベルでの SDGs のモニタリング、国際的な意思決定、国際協力活動に、障害者の積極的参加を保障することが総括所見にて勧告されている。

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID) の状況

トルコにおける地域に根ざしたリハビリテーション (Community Based-Rehabilitation。以下、「CBR」) は、1999 年のイズミット地震後に NGO 団体によって導入された。Handicap International (現 Humanity & Inclusion)、トルコの NGO 団体、トルコのアバントイゼットベイスル大学が協力し、主に身体的リハビリテーションの家族指導、CBR ワーカーの育成、アクセシビリティの確保、支援機器の手配、義肢装具研修、障害についての啓発活動、地方行政機関に対する課題の提示等、多岐にわたる活動が長期計画のもとに実施された¹⁶。しかしながら、CRPD の政府報告が提出された 2015 年以降の報告書や各種行動計画、国家戦略等に CBR に関する記載は確認できない。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

2013 年 11 月 1 日、トルコ政府はマラケシュ条約に署名したが、2020 年 12 月時点、未批准であり、批准に向けた取り組みが進行中である。視覚障害者の情報へのアクセシビリティ向上の取り組みとして、支援機能のあるコンピューターや画面読み上げ機能のあるスマートフォン¹⁷の無料配布や、テレビ局による音声解説放送 (ウェブ配信) の導入などがある。

CRPD のパラレルレポートでは、ウェブアクセシビリティに関する規則が法制化されていない点に対する指摘がなされた。視覚障害のある人にとって利用可能なテレビ番組の整備、公的機関や民間機関問わずあらゆる情報に対する手話通訳や点字へのアクセシビリティの確保等についても課題が挙げられている。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

保健省の情報¹⁷によれば、トルコでは 2021 年 1 月 26 日時点で新型コロナウイルス感染者累計は 2,442,350 人であり、うち 2,322,511 人は回復し 25,344 人が死亡している。トルコにおいては、2020 年 12 月に入り新規感染者が急増し、外出規制 (週末、年末年始、65 歳以上・20 歳未満等) の内容は日々更新されている。トルコ政府は水際対策に加え、以下のよ

¹⁶ <https://reliefweb.int/report/turkey/handicap-international-turkey-programme-bulletin-no-2>,

<https://reliefweb.int/report/turkey/handicap-international-turkey-programme-bulletin-no-9> (参照 2020-12-14) を基に記載。

¹⁷ https://covid19.saglik.gov.tr/?_Dil=2 (参照 2021-01-27)

うな対応を行った。

- ・ フィジカル・ディスタンスの確保、手洗い、消毒の推奨
- ・ 飲食店、ショッピングモール、理髪店等商業施設における営業時間の短縮、映画館の閉鎖、スポーツの無観客試合
- ・ 社会的脆弱者層に対する現金給付
- ・ 高齢者や精神疾患、不安に対応する遠隔医療の強化
- ・ 遠隔教育の実施

コロナ禍がトルコの障害者に与える影響については著しく情報が不足しており、本調査で得られた情報はきわめて限られている。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

トルコ政府は「社会保障シールドプログラム」と称して、コロナ対策措置により生活が困窮している世帯に対し 1,000 トルコ・リラ（約 1 万 4,000 円）の給付を行っている¹⁸。また、中小企業に対する給付制度も採用している。トルコ経済政策研究財団が行った調査によると、シリア難民はトルコ国民に比べてこれらの措置の受給割合が低い。現時点で、これらのサービスがさまざまな社会的脆弱者層に平等に提供されているかは疑問が呈されている¹⁹。

世界保健機構はコロナ禍のストレスにより悩みを抱えている人への電話相談プログラムを支援している。国内 81 県全土に 8 万人の研修を受けた相談員を配置している。対象は障害者に特定していないが、慢性的な精神疾患のある個人を支援し、適切な社会サービスに繋ぐ役割を担っている。また、相談員の手順書には一般的な助言の他、成人、高齢者、子ども、医療従事者、障害者別に技術的な助言が記されている²⁰。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響²¹

国連児童基金の支援により 1,900 万人（68 万人のシリア難民を含む）の児童・生徒が遠隔教育にアクセスできるように取り組みを行っている。シリア難民を対象としたアラビア語教材の作成や、コロナ禍の影響により学校にアクセスできないシリア難民に対してボランティアの教員を配置する等の取り組みが報告されている。しかしながら、障害のある児童・生徒を包摂した形で行われたかどうかについては、情報が不足している。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

感染者との接触を確認する目的で、国内 81 県全土における公共交通機関（電車、地下鉄、バス等）及び宿泊施設を利用する際には、利用者は HES（Life fits into home のトルコ語の略

¹⁸ <https://www.aa.com.tr/en/turkey/turkey-12m-families-get-financial-aid-during-pandemic/1928966>（参照 2020-12-25）

¹⁹ <https://www.tepav.org.tr/en/haberler/s/10170>（参照 2020-12-25）

²⁰ <https://www.euro.who.int/en/health-topics/health-emergencies/coronavirus-covid-19/news/news/2020/6/who-backed-telephone-counselling-in-turkey-for-those-dealing-with-covid-19-stress>（参照 2020-12-25）

²¹ <https://www.unicef.org/media/79706/file/ECARO-COVID19-SitRep-14-April-2020.pdf>（参照 2020-12-25）

語) コードを提示しなければならない²²。このコードは携帯電話でショートメッセージを送信することで取得が可能である。このシステムが採用されたことによる障害者への影響については、情報が不足している。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

トルコ経済政策研究財団の調査によると、就労において女性やシリア難民が、それぞれ男性やトルコ国民に比べてよりコロナ禍の影響を受けているとの報告はあるが、障害者に関する情報は不足している。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

²² <https://hayatevesigar.saglik.gov.tr/hes-eng.html> (参照 2020-12-25)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

トルコでは、NGO が多数集まって連合や協会、ネットワークを形成し、各組織の通常の活動に加え、CRPD に関する質問事項の提案やパラレルレポートの作成等影響の大きい活動を行っている。

団体名	概要
障害者権利監視グループ (Disability Rights Monitoring Group: PSWG)	障害者団体の連合体であり、主に障害者に対する差別や人権に関する活動を行っている。CRPD に関する質問事項の提案を行った。
社会の権利及び調査協会 (Social Rights and Research Society: TOHAD)	11 の NGO で構成され、国連の公認を受けた障害者団体であり、CRPD パラレルレポートを提出している。
トルコろう協会 (Turkish National Federation of the Deaf)	世界ろう連盟加盟団体であり、2015 年第 17 回世界会議をはじめ、総会等をイスタンブールで主催した。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
平等権利監視協会 (Association for Monitoring Equal Rights: AMER)	国内の市民社会組織と連携しながら差別に対する監視と報告を行っている。CRPD に関する質問事項の提案やパラレルレポートを提出している。
トルコ障害者連合 (Confederation of the Disabled of Turkey)	複数の市民社会や草の根組織の連合体であり、CRPD に関する質問事項の提案やパラレルレポートを提出している。
障害のある子どもの権利のためのネットワーク (Network for the Rights of Children with Disabilities: ECHA)	障害にかかわる活動を行う 56 の NGO で構成され、障害のある子どもの権利の保護と可視化に取り組む。建物、設備、教材のアクセシビリティ、学生に対する情報アクセシビリティに特化して CRPD に関する質問事項の提案やパラレルレポートを提出している。
人権擁護者 (Advocates for Human Rights: TAHR)	ボランティアによって構成される NGO。国際的な人権基準と法の支配の奨励と保護に取り組み、CRPD パラレルレポートを提出している。

4. 参考資料

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2018) *List of issues in relation to the initial report of Turkey* (CRPD/C/TUR/Q/1)

Confederation of the Disabled of Turkey (2018) *United Nations CRPD Shadow Report Turkey*

Devandas, C. (2017) *Contribution to the Questionnaire from OHCHR Special Rapporteur on the Rights of Persons with Disabilities*

Government of Turkey (2015) *Initial report submitted by Turkey under article 35 of the Convention, due in 2011* (CRPD/C/TUR/1)

Government of Turkey (2019) *List of issues in relation to the initial report of Turkey: Replies of Turkey to the list of issues* (CRPD/C/TUR/Q/1/Add.1)

Government of Turkey (2019) *Turkey's Sustainable Development Goals 2nd VNR 2019 "Strong Ground towards Common Goals"*

Thompson, S. (2017) *Disability in Syria*. K4D Helpdesk Report. Brighton, UK: Institute of Development Studies.

TOHAD (2018) *Submission to the "right of persons with disabilities to participate in decision-making"*

United Nations (2019) *Concluding observations on the initial report of Turkey* (CRPD/C/TUR/CO/1)

JICA (2002) 『国別障害者関連情報：トルコ共和国』

内閣府 (2018) 『平成 30 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2020-12-12)

JICA (2015) 『課題別指針 障害と開発』 https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2020-12-25)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2020-12-25)